

## 久御山町週休2日制工事実施要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、久御山町が発注する工事において、週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本要領は、建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

### (発注方式)

第3条 発注方式は、発注者が週休2日制工事に取り組むことを指定する「発注者指定方式」又は受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日制工事に取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」とする。

### (対象工事)

第4条 週休2日制工事を実施する工事は、原則、全ての工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、週休2日制工事の対象外とする。

- (1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工事
- (2) 出水期における河川区域内工事等で作業時間の制約が厳しい工事
- (3) 災害復旧工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事
- (4) その他、町長が週休2日制工事になじまないと判断した工事

2 発注者は、入札時に特記仕様書等に週休2日制工事であることを明記するものとする。

### (週休2日の考え方)

第5条 本要領において、「4週8休以上」とは、施工に必要な期間として次条で定める期間において、第7条で定める現場閉所を行った日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（28日のうち8日を現場閉所する割合）以上の水準に達する状態であることとする。

- 2 「4週7休以上、4週8休未満」とは、現場閉所率が前項未満、かつ、25.0%（28日のうち7日を現場閉所する割合）以上の水準に達する状態であることとする。
- 3 「4週6休以上、4週7休未満」とは、現場閉所率が前項未満、かつ、21.4%（28日のうち6日を現場閉所する割合）以上の水準に達する状態であることとする。

### (施工に必要な期間)

第6条 本要領において、「施工に必要な期間」とは、準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(以下「現場着手日」という。)から工事施工範囲内で全ての作業が終了した日(以下「現場終了日」という。)までとする。ただし、次に掲げる日数は施工に必要な期間から除くものとする。

- (1) 年末年始(12月29日～1月3日)及び夏季休暇(8月14日～8月16日)
- (2) 工場製作のみの日数
- (3) 工事事務による不稼働日数
- (4) 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
- (5) 工事の全面中止日数
- (6) 後片付け期間
- (7) その他

- 2 前項第6号において、「後片付け期間」とは、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間とする。

(現場閉所)

第7条 本要領において、「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態であることとする。

- 2 前項において、当該現場における次に掲げる行為日数は現場閉所日数に含めることができるものとする。
  - (1) 雨天や降雪時等による現場閉所
  - (2) 災害応急対応等
  - (3) 異常気象時等における安全パトロール
  - (4) 現場見学会等

(監督職員との協議等)

第8条 受注者は契約後、本要領に基づき週休2日制工事を実施する場合は、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し、監督職員と協議することとする。

- 2 予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員に連絡を行うこととする。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽現場閉所した場合は、現場閉所後に速やかに監督職員に連絡を行うこととする。
- 3 監督職員と協議を行わずに、やむを得ない事情以外で予定していた現場閉所日を変更した場合は、現場閉所日数に含めないものとする。
- 4 受注者は、週休2日制工事の実施に取り組まなかった、または現場閉所率が一定未満であった場合、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告することとする。

(現場閉所率の確認)

第9条 受注者は、現場終了日から工事完成届を提出する日までに、現場閉所日数が確

認できる資料及び現場閉所率を記載した「工事打合簿」を監督職員に提出することとする。

- 2 前項において、「現場閉所日数が確認できる資料」とは、任意様式とし、閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録等の記録資料等によるものとする。
- 3 発注者は、提出された資料により現場閉所日数の割合等を確認するものとする。
- 4 国土交通省土木工事標準積算基準書に基づく補正係数は別表のとおりとする。なお、市場単価及び土木工事標準単価の補正は、京都府が発出する「(参考資料) 週休2日制工事及び週休2日交替制工事に係る経費の補正について」に準ずるものとする。

#### (留意事項)

- 第10条 受注者は、週休2日制工事の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請け業者への不利益が生じることがないように、下請け業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
- 2 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しないこととする。
  - 3 現場代理人等（監理技術者、主任技術者等を含む。）が現場閉所日に現場外での書類作成等の内業に従事することを制限しないこととする。

#### (補正方法)

第11条 週休2日制工事における経費の補正方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。
- (2) 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、契約に基づき、請負代金のうち補正分を現場閉所率に応じて減額変更するものとする。

#### (補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、発注者、監督職員及び受注者が協議を行い、定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に公告等を行った工事に適用する。

別表（第9条関係）  
（補正係数）

【土木工事（国土交通省機械設備工事積算基準の積算体系により積算したものを含む）】

|        | 4週8休以上<br>[現場閉所率：28.5%<br>(8日/28日)以上] | 4週7休以上4週8休未満<br>[現場閉所率：25%（7日/28日）以上28.5%未満] | 4週6休以上4週7休未満<br>[現場閉所率：21.4%（6日/28日）以上25%未満] |
|--------|---------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 労務費    | 1.02                                  | 1.00（補正なし）                                   | 1.00（補正なし）                                   |
| 機械賃料   | 1.02                                  | 1.00（補正なし）                                   | 1.00（補正なし）                                   |
| 共通仮設費率 | 1.02                                  | 1.00（補正なし）                                   | 1.00（補正なし）                                   |
| 現場管理費率 | 1.03                                  | 1.00（補正なし）                                   | 1.00（補正なし）                                   |

※ 現場閉所率は、小数点第2位以下を切り捨て。

【営繕工事】

以下の現場閉所等の状況に応じた補正係数により、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

|     | 4週8休以上<br>[現場閉所率：28.5%<br>(8日/28日)以上] | 4週7休以上4週8休未満<br>[現場閉所率：25%（7日/28日）以上28.5%未満] | 4週6休以上4週7休未満<br>[現場閉所率：21.4%（6日/28日）以上25%未満] |
|-----|---------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 労務費 | 1.02                                  | 1.00（補正なし）                                   | 1.00（補正なし）                                   |